

「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」のお知らせ

平素より国土交通行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、大阪航空局及び管内空港事務所等における入札及び契約に係る手続のうち、押印等の見直しについて、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

国土交通省においては、入札及び契約に係る手続については、電子署名を活用したシステムにより手続のオンライン化を進めているところです。「電子調達システム（政府電子調達：G E P S）」を利用する場合は、電子入札が可能となっておりますので、積極的にご利用ください（当該システムを通じて提出する各書類への押印は不要です。）。

2. オンラインによる申請手続が困難な場合の書面手続きについて

(1) 押印を省略できる書類

- ① 請書
- ② 見積書
- ③ 請求書
- ④ その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類（契約書及び契約締結に関する権限を委任する場合の委任状を除く）

(2) 押印省略時の措置

押印を省略する場合には、当該書類に

「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（電話番号等）

を必ず記載して下さい。記載がない場合は、押印の省略が認められないので、ご注意ください。

※確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

【本件に関するお問い合わせ先】

大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話（直通）：06-6949-6206